

山形県立新庄北高等学校最上校 部活動方針

1 部活動基本方針

- 運動部活動は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 文化部活動は、活動目的やニーズに応じた関わり方が多様であり、生涯にわたって豊かな文化活動を行い、バランスのとれた生活や成長を育むことができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日または週休日を含む週に2日以上

※下記に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度

※下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- 定期考査1週間前は部活動休止日とする。
- 目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

3 大会参加、県外遠征等について

- 大会参加、県外遠征、合宿等については上記に述べられた限りでない。ただし、その場合は、他の週に休業日を振替え、年間活動計画に示す。
- 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を1週間前まで学校長に提出する。その管理は、生徒課が行う。

4 年間計画及び活動実績について

- 部顧問は、3月31日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- 運動部顧問は、3月31日までに活動実績を提出する。

5 強化指定部

- 強化指定を受けたい部活動は課長主任会に3月までに強化指定申請書を提出する。
 - 強化指定部については、課長主任会で指定する。
 - ①スキー部 休養日毎週日曜日 活動時間 平日2時間程度 週休日等3時間程度
(但し、夏季期間中)
- ※設定できない休養日の振替えは各部の年間活動計画に示す。

6 その他

- 課長主任会においては、年度末に部活動方針に関わる会議を実施し、適宜見直しを図る。

※上記以外の事項については、(山形県教育委員会/学校の設置者)の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日：平成31年3月22日